

てはどうしても不満なのでございますが、そういった差別待遇をやる。結局たやすく異動させたりすることができるとなると、職員を持つておくというふうなことのために、わざわざなされておるんじゃないかというふうな疑いをも持つわけでありまして。何とかこの点は全力を上げてワクの中に入れていって、ほかの職員と同等の待遇を与えるように努力する責任が私は行政管理局にあるんじゃないか。そういう不安定なままにいつまでも置いておくというのは非常によろしくない。また前回も申し上げたように、定員法のワクの中で人数を減らしても、そのままだけに常勤勤務者とか、あるいは非常勤職員とかいうふうなもので、そのままだけに異動させていくというので、法の権威というものがおのずから失墜していく、こういうことではいけない、このように思っておりますので、いつまでも口頭で終らせずに、必ず次の機会までにはこれを定員の中に入れるなり、明確にするように一つしていただきたい、この点お願いをしておきます。

次に附則の十についてちょっと御質問したいわけでございますが、昨年成り立ちました、昭和二十九年六月十七日の法律第八十六号によりまして、この、今回附則十として出されております案との間に、若干の食い違いが見えてくるように思われます。それは何かといえますと、定員の外に置くことができる員数でございますが、三十一年度以降のものについて日にちが早められて、これはどういふ理由に基くものかちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○岡部政府委員 お尋ねの点はまことにこもつともな点と存するのであります。すなわち昨年の定員法の改正の場合におきましては、第三年度の計画におきましては、三十一年の六月三十日まで定員の外に置いて、七月一日からその職員が落ちる、こういうことになつておるわけでありまして、これは臨時待命を前提としない制度で、本来ならば三月三十一日に落ちるはずなのを、あと三月、四、五、六を整理期間とみて、その間に身の振り方をつけよう、という考えだつたのでございまして。それともう一つは、年度の終りにおきましては、若干の年度に繰り越す事務の整理もあるだろう、そういう事情を勘案いたしまして、三月月の整理期間を認めたわけでございますが、このたびの改正定員法におきましては、新たに指名退職制度を第三年度も実施するということに相なりますと、今度その職員の整理の余裕期間という意味の分は、これは十分指名制度によりまして何カ月間か、勤続年限によりまして、最高十カ月以下認められておるわけでありまして、その点整理の余裕期間というものは要らなくなつてくる。ただ事務が、調達庁でありますとか、厚生省というふうなものは、年度末から年度当初にかけましては、年度末から年度当初にかけては、幅渡する傾向があるものでございまして、それを処理する期間を五月十五日まで認めようということ、その事務処理の期間を大体五月十五日まで認めました。五月十五日からあとは指名退職制度に移る、こういう構想でございます。ますとりあえずその点だけをお答えいたします。

○石橋(政)委員 大体わかつたのでございまして、その点はまた私の方も研究してみたいと思ひます。

次に移りたいと思ひますが、待命の期間についてちょっと疑義を持つてございまして。と申しますのは附則の十二「第十項の規定に基いて職員を定員の外に置くことができる期間は、指名した日の翌日を起算日とする十月以内の期間で、職員の在職期間を参酌して政令で定めるものとする」というような案になつておるわけでございます。これは昨年の方によりまして、附則の十五項によつて明らかに法定事項に委任するようになつておる。これを今回はなぜ政令に委任するようになつておるのか、私はひびがんで考えますれば、昨年よりも臨時待命の期間を短縮しようというふうな意図があるのだ、これを法定事項にせずに政令に委任して、こつそりと待命期間の短縮をやる、というふうな意図を持つておるのではなからうか、このように思ふわけですが、その点御質問いたします。

○岡部政府委員 その点に關しまして、最高限は十カ月と押えてございまして、決して特段に短縮しようとは考えておりません。すなわち原則としてその期間は昨年の臨時待命に準ずるものであります。このたびは臨時待命と異なりまして、分限制度ではない。それから強制措置も持たないものであるという点から、そこまで法律で書く必要はなからう。これがもしも強制措置を伴いますものならば、当然に法律で書く方がよろしかろうと思ひましたが、強制措置も伴わないものでありますから、なるべく法律の表現を簡素化するといふような形におき

まして、政令に譲つた方がよろしかろう、こういうふうな考え方です。次第でございます。

○石橋(政)委員 この点は大に聞かなければならぬとむずかしいのじゃないかと思ふわけでございますが、前回の大臣の答弁の中にも、昨年度の被整理者と本年度以降の年次計画によつて整理される者との間に不公平があつてはならない、この点は大に聞かれました。そう申しておりましたし、提案理由の説明の中にも触れられておつたと思ふのです。また、昨年この法案を審議した場合にも、今委員長席にすわつておられる辻代議士もはつきり言つておられる。あくまでも公平な取扱ひをするべきである。そこで私は特に申し上げたいわけですが、すでに政府で用意しておられます政令案なるものを見ますと、どうも今岡部さんが答弁したのと食ひ違つておるような気がするわけなんです。待命期間が非常に短縮されておる、このように思ふわけですが、この点は、絶対に同様の待命の期間が与えられるように保障できるものかどうか、再度確認しておきたいと思ひます。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。あくまでも昨年の臨時待命期間と同様の期間をこの指名退職制度において与えたい、そういうわけで、ことしの指名退職制度におきましても、来年の指名退職制度におきましても、再来年の指名退職制度におきましても、同様の条件を原則としてやりたい、こう考へておるわけでありまして、ただ本年に關しましては、本年だけの特別な例をいたしまして、これは非常に打ち明けた話で、あるいは言い過ぎがあら

したお許しをいただきたいと思ひますが、本予算は六月から施行されるものという予定で、指名退職制度の実施も六月からの実施を予定しておりましたが、不幸にして六月も暫定予算になりましたので、この法律は七月一日から施行することに相なりました。しかし、予算額との関係もありませんので、この指名退職制度は、形式的には七月一日からするけれども、実際におきましては、整理職員の身の振り方をきめるためには、一日でも早い方がいいという関係もありますので、実際的には六月一日から、もうすでに閣議の了解事項をもつて実施に移しておる。そういう関係もありまして、六月一日から起算いたしまして、最高十カ月というので、昨年の臨時待命と同じ期間を認めておる次第でございます。従いまして、政令におきましては九月月となつておりますけれども、そのほかに六月一日からやるということになつておりますので、実質的には十カ月をやるということになつております。

○石橋(政)委員 そういふりくつもあるかと思ひますけれども、どうも納得がいかないのであります。一、二例あげてみますと、昨年の場合は、勤続期間が六カ月以上三年未満の者は、臨時待命期間一カ月ということになつておりました。ところが今度閣議決定とやらによりまして政令案ですが、あるいは政令ですか、どういふつもりでやられたか知りませんが、法がまだ成立してないのに、それに基づく政令ができておるはずはないと私は思ふのでございまして、一応あるといふしやう。それによりまして、勤続期間

三年以上五年未満の者が一カ月となつておる。三年までの者は全然保障されておらない。それ以上の者について、昨年三年以上五年未満の者が二カ月であったのに、今回は五年以上七年未満の者が二カ月になつておる。ざつとそういうふうな調子のようでありますが、これではあまりにも不均衡である、このような気がしてお尋ねしたいのでございます。今のような理屈からいいますと、そういう理屈は成り立つにしても、事実との間には相当の開きがあるような気がしますので、再度お尋ねいたします。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。ただいま申し上げました通り、本年に関する限りは、指名退職制度は、実質的には六月一日から始まつておるといふようにお考えいただきたいと思ふのでございます。そういたしますと、六月一日から一月間あるわけでありまして、ただいま御指摘の政令案の要綱では、その、昨年の臨時待命の制度に基く期間より一月ずつ引いておられます。例を申し上げますならば、昨年は勤続期間二十年以上の者は十カ月でございましたが、ことしに關する限りは九カ月。来年からは十カ月にいたしますが、ことしに關する限りは九カ月の予定でございます。それから、十五年以上二十年未満の者は、昨年は八カ月でございましたが、それを七カ月にいたします。それから、勤続期間十年以上十五年未満は六カ月でございましたが、五カ月にことしはいたします。それから、勤続七年以上十年未満の者は、昨年は四カ月を、三カ月にする。それから、五年以上七年未満の者を、三カ月でしたのを今度は二カ月に

する。それから、三年以上五年未満の者は二カ月でございましたのを、今度は一カ月にする。それから、昨年の一カ月の者は、今度は六月から現在進行中で、これは話し合ひで進めていく。それからもう一つは、この法律を政令で定めるところにより、あります以上、その政令の内容の要綱につきましても、同時に閣議決定いたしまして大體の見当をきめておく、そうして法律が通りますと同時にこれを施行するといふような手続をとるのは、行政上の手続として当然やむを得ないことかと存じますので、その点は一つ御了承いただきたいと思つております。

○石橋(政)委員 それではもう一点お伺いいたしますが、実質的には六月一日からいわれる待命の期間に入るのだというお言葉でございますけれども、それはどういふ意味か、結局昨年の法律に基いてそういうことが行われるのであるか、その点はつきりさしてもらいたいと思ひます。

○岡部政府委員 昨年の法律に基きまして、そのままで、この六月三十日で整理計画による三百人、四百人が当然に落ちてしまふ。そういうことでは均衡を失するから困るという昨年の各委員の仰せをも尊重いたしまして、今度は、臨時待命と同じような趣旨を六月一日予算案から実施しようと思ひまして、それに伴ひ予算を、約九千万円でございまして、計上してあるわけなんです。従ひまして、準備万端は六月一日から実施できるよりに用意してあるわけでありまして、また、職員の身の振り方も、やはりこれは六月にチャンスがある場合もあります。七月を待てない場合もありますので、な

るべく早く施行した方がいゝわけでございます。しかもそれが、強制制度でありますならば、もちろん七月一日からやらなければならぬけれども、お互いの話し合ひによる任意の申し出によつてやります場合においては、六月一日からやつてごらうという趣旨にはずでありまして、そういう意味におきまして、六月一日から話し合ひで準備を進めておるといふことは、六月一日から実施の、最高十カ月の指名退職制度を施行するのに必要にしてかつそれだけしか予算がないといふことも、これが影響しておりますので、その点も一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○石橋(政)委員 前段で申しているように、昨年の法律でいへば、結局定員外に落ちるのは六月三十日のわけなので、その前にどうこうするといふことは、方法がない、従つてこの法律成立と同時にいふことになさると思ひわけでございます。それが合議であれはいいのではないかというお話でございますが、その点についても私は一応疑義を持つております。しかしその点にはあとに譲るといたしますが、合議と言つても、決して合議の形がとられておらない。強制の形で行われておる。極端な言い方をすれば、指名しておいて、お前これに判を押せ、押さなければ、最悪の場合には国家公務員法第七十八条の第四号でお前を整理しなぐちやならぬぞ、こういうようなこととまで言つておる。これが果して合議と言へるか。私はあまりにも詭弁過ぎると思つておる。これは果して合議といふのは後ほど大臣が来たときに再度やるといたします。次に移りたいと思ひます。

それは附則十三になるわけでございます。またけれども、去年成立した法律によりますと、待命期間中の身分について触れておたわけでございますが、今回はこれがまた落されておる。これは当然国家公務員としての身分は保有するものではないか、御質問いたします。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。昨年の臨時待命というものは、これは一種の公務員法上の職員の分限に關する特例事項であると考えます。ことにそれが強制措置を伴ひましたので、職員の身分の点についても慎重にいろいろ明かにしなければならぬといふ点で、その身分を保有するといふやうなことはつきりいたしましたわけでありまして、今度の指名退職制度といふものは、もつぱら服務に關する特例でございまして、身分を持つてゐることについて何らの疑義はない、当然国家公務員たる身分を持つてゐること、どの条項から見ても明らかだといふことで、そのような分限に關するやうな制度ではないといふことが明白なものでありますから、そういう点は除いたわけでありまして、もつぱら服務に關する特例である、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○石橋(政)委員 もう一つ附則十五の説明をちょっとしていただきたい。これはもつぱら技術的な規定でありまして、本来技術的に言へばなくもがな規定かもしれません。と申しますのは、昨年の定員法におきまして、年次計画

によりまして、二十九年年度は何人、三十年度は何人、三十一年度は何人と、将来のことまで書いていたわけでございます。ところが今度は、この新しい改正法の附則の四項、五項、六項、七項におきまして、昨年から言へば来年に當るところの今年の職員の規定を書くものでありますから、従ひまして、昨年の附則にも来年、再来年のことを書いてある、今年の附則にも来年、再来年のことを書いてある、そうすると、法律技術的に申しますれば、後法が先法に優先するといふ法律の理論からいって、一応そのままにしておいても、疑義はないかと思ひますけれども、結局附則で同じ年度のことに違つた数字が書いてあればあとから疑義が生ずるかもしれないから、幸ひ今年の法律の附則におきまして来年、再来年のことはつきり出たのですから、昨年の附則に書いてあります来年、再来年のことは必要がなからうといふので、昨年の分だけはつきり残しておきまして、それ以外の来年、再来年の分はみな落した、こういうだけのことであります。でありますから、調達庁と文部省と引揚援護局、この三つの年次計画だけの来年、再来年の分を昨年の定員法の附則から落した、それだけのことであります。

○辻委員長代理 ただいま川島國務大臣が閣僚懇談会の席をはずして参りましたので、川島國務大臣に対する質疑とさせていただきます。それでは先日におきまして、まだ成立しないこの法律案に基いて、どちらかといへば強制的な

○石橋(政)委員 それでは先日におきまして、まだ成立しないこの法律案に基いて、どちらかといへば強制的な

形で退職者を募っている、あるいは指名している、こういうことが行われていると申し上げたわけでありますが、調査をした上で措置するというお答えでございましたので、その後の経過と措置、善後策をお願いしたい。

○川島国務大臣 今の整理は、昨年計画をいたしまして、三年にわたって整理をする方針でありました。二十九年度は臨時待命制度という新しい制度を設けまして、それによって強制し得る規定がありますから、やや強制的にやっただけであります。今度はその制度がなくなりまして、新たに指名制度になりまして、指名制度のもとにおきましては強制規定はございません。任意制度であります。調達庁の首脳部と職員の間いろいろ相談中だそうでありまして、これは既定計画に基いてやっているのであります。予算は成立いたしましたので、準備行為としてこれは当然やるべきだ、かように考えております。

○石橋(政)委員 調達庁でやらせておられます形は、行政機関職員定員法の一部を改正する法律が成立した際に、同法附則十項の規定により申し出をいたします、こういう形でやっていると聞きます。これについても賛成しなれば国家公務員法第七十八條第四号に基いて本人の意に反してこれを解雇するかもしれない、こういうふうなことを言っている。そこで私が言いたいのは、そういうふうな強制的な、強圧的なことを言うならば、なぜ昨年同様今年も任意と強制の二本建で行かないか。法文上はいかにもりっぱな任意だけのような形をとって、実質的には強制的な形をやっている、というところ、これは私はおかしいと思う。少し

知能犯的になったのか、つめを隠していると言つてもいいのじゃないか。昨年ははつきり法律の上に強制と任意と二本建を打ち出してきている。今度は片一方の強制は引つめていて、運営の面で強制的にやるといふように言われても、これは言い過ぎでないのじゃないかと思ひます。そういう形では、職員は納得して円満な形でやめるといふことはできないじゃないか。この間にまつわるいろいろな事情は、職員組合の方から本席で述べられるように前回お願いしておいたわけでありまして、幸いに傍聴席におりますので、具体的なものといひますか、そういったものについては職員組合の代表者から話していただいていいわけでございますけれども、法を運営する上からいっても非常におかしいじゃないか。今の長官の話でも、去年の法律で強制できるのだ、こういうふうな言ひをしておりますけれども、これは定員の外に置くことができるというだけの話で、この手続その他については何ら触れていないわけでありまして、その手続その他をきめるために今法律案が出されて、これが審議されている。その審議されているさなかにそういう形ではやるといふことは、ほんとうに話し合ひなければいけません、実際面では話し合ひでなしに、先ほどから言っているような強制的な形であるだけに、もつてのほかにやらないか、こう言っているわけでは、少くとも国会において審議中の法案に基いて事を処理しようとすることは、これはもう言い開きができないんじゃないかと思ひます。合意合意といつても決して合意じゃない。具体的な例は先ほど申し上げたように、

ここで職員組合の代表の者から発言をさせていただきたい、このように思ひわけでありまして、決して合意では行われておらないといふことでございまして。

○川島国務大臣 公務員の退職を求めます際には退職者の希望、その当時の経済情勢、その他いろいろ勘案をいたしまして、方法は種々あるものであります。

〔辻委員長代理退席、委員長着席〕昨年やりましたような臨時待命制度の方法もあるし、今回御審議を願つておるような指名制度のやり方もありまして、また国家公務員法による一般的に退職を求める場合もあるものであります。昨年は六万名という大規模の整理をいたしますので臨時待命制度を置いたものであります。大体この大部分は片づきまして、今日では調達庁、引揚援護庁並びに文部省だけになりました。それで強制規定を設けないで相談づくでやる任意制度にしたことは、私は公務員の立場を擁護する、公務員の発言権を強くする上においてもきわめて進歩的な必要な制度じゃないかと考へるのであります。昨年の臨時待命制度のように強制し得るといふことよりも、今度の方がよほど公務員の立場から考へていいのではないかと、こういう考へで指名制度を採用するようになつたわけでありまして、従ひまして、調達庁の当局が無理に強制をして、臨時待命と同じようなやり方で行つておるといふことはあり得ないわけでありまして。

○石橋(政)委員 それでは絶対に強制的な形ではあり得ないという確言と、そういういた強制的な形でなされた場合に職員が拒否しても、国家公務員法第七十八條第四号でこれを処理するといふようなことは絶対にやらないという確言を、大臣はここでできるかどうかお尋ねをいたします。

○川島国務大臣 昨年計画いたしました行政整理の範囲内においては、お説の通りに国家公務員法ではやり得ないもの、かように考へております。

○石橋(政)委員 どうもはつきりしないわけですが、この法が成立した時点には云々という形でやろうとしておる。大臣はそういうことは絶対にあり得ない、あくまでも任意な形で合議してやる、こり言われておるわけです。そこでも一度念のために、絶対に法の建前からいつても強制的な形ではこの指名退職といふことはしないという確言をしていただきたい。もしそういう強制的な形でなされた場合に、職員がこれを拒否しても国家公務員法をたてにしてこれを処罰するといふようなことは絶対にやらないといふことをもあわせて確言をしていただきたい、こり申しとおるわけでありまして。

○川島国務大臣 今度の第二年度目の整理は、指名退職制度を用いるのでありますから、強制的にはできないわけでありまして。

○石橋(政)委員 それでは強制的な形でもしやつてきたら、職員は拒否して、それを理由に処罰されるようなこととはないというふうに解していいわけですか。

○川島国務大臣 拒否した場合に処罰なんていうことはあり得ないわけでありまして。

○森(三)委員 ちょっと関連して……私は公務員の夏季手当の問題につきまして、川島長官にもいろいろと御心配をいただいておりますが、その後閣議等においてこの問題がどういふように取り扱われておるかお尋ねしたいのです。法律上は〇・七五が支給されることになっておるが、私の方はやはり例年の例にならつて一カ月分を要求しておるわけですが、これに対して国務大臣として非常にお骨折りを願つておることとはわかりますけれども、その後の閣議等における御決定はどういふようになつておるか御回答願ひたいと思ひます。

○川島国務大臣 夏季手当〇・二五繰り上げ支給の問題につきましては、先般閣議においても議題にしまして意見を交換したのであります。また結論に到達をいたしております。これは他の党派の意向もいろいろありまして、こりからいふことも参酌をしよう、こりいうことで、これは閣議の決定ではありませんが、二、三の閣僚の間では話し合ひをしておりますから、こりいうことで御了承願ひておきたいと思ひます。

ておらないような形になる。嚴格に言
えば、こゝろに改めるべきでは
ないか。〔附則第八項中「四万四千二百
八十四人とし、同年七月一日から昭和
三十二年六月三十日までの間は、四万
三千八百六十六人とし、」を「四万四
千二百八十四人とし、」同年七月一日
から昭和三十一年六月三十日までの間
は、四万三千三百八十三人とする。〕を
「四万四千二百八十四人とする。〕に改
める。』といかなければこの間が修正さ
れないで、昭和三十年六月三十日ま
での分だけが四万四千二百八十四人と
いうことになって、これは大きな疑義
を生じてくる。従って私が今申ししたよ
うな形で修正しなければ、かえって親
切にやろうとしたのが不親切になる。
このように考えますが、どうですか。

○岡部政府委員 今のお話はごもつと
もなように思いますけれども、これは
全く技術的な問題でございまして、昭
和三十一年からの分は、今度の改正法
律案の附則の第七項で「昭和三十一年
五月十五日までの間は、四万四千五百
三人とし、」といひまして、つまり厚
生省、文部省の新規増加も含めた数字
で計上してございまして、それから期限
も六月三十日を変えて五月十五日
までとしまして、「五月十六日から昭和
三十二年五月十五日までの間は、四万
四千二百八十人とする。」というふうにやっ
ておりますので、この新法の七項とた
だいまお話の十五項の三番目の附則第
八項と合せれば、これで——これは
どっちがわかりやすいかという全くの
技術の問題だけでございまして、私ど
も別にこれに固執はいたしません。こ
れは法制局の立法技術を尊重したとい
う次第でありますから、御了承願いた
いと思います。

○石橋(政)委員 私も固執するわけでは
ないのですけれども、純技術的な問
題として承わっておるわけです。これ
ではかえって疑義を生じやしないかと
思ったのですが、さらにこれは私の方
でも研究してみたいと思います。

それでは一応これで打ち切ります。
○森(三)委員 この定員の問題につい
ては、いろいろ議論もあつたし、私
らの観点から見ると、政府案というも
のについては相当意見があるわけだ
す。私は一つの例を申し上げたいので
すが、郵政省の関係ですが、この表を
見ますと、これは三千七百四十九名
増員になっておりますが、減員分を差
し引き、結局三千三百四十八人の増員と
なっておりますが、その内容をちよつ
とお尋ねしたい。

しい原因であります。猛烈に郵便業
務量がふえてくる。現在の推定におきま
しては、今年度におきまして約四〇
の業務量の増加も見込まれるというよ
うな状態でございまして、郵便局の
現業職員五百四十八人増加を見ており
ます。その次に郵便年金制度に伴い
ましての充実を行う必要がありま
すので、郵便年金受取人等の福祉施設
の設置をはかり、たとえば熱海におきま
して老人ホームを建設する、それに医師
看護婦その他の職員、わずかばかりで
ありますが、八名をお願いする、こ
ういうことになります。その次に大きな
数字は、これは電々公社の電話拡張計
画に基づきまして、郵政省、郵便局の引
き受ける分でありまして、すなわち独
立の電話局がでけない分でございま
す。それが全国で二千七百八十八名の増
に相なります。その次にやはり同じよ
うな電信電話関係のもので、小さな特
定局におきましては、御承知の断続勤
務をやっておるわけでございますが、
これも勤務時間がふえるに従ひまして
断続勤務の態勢を正していかなけれ
ばならぬ、それに伴う要員の量もふえ
ますので、その分が五百四十五人であ
ります。こゝやつて逐次断続勤務の是
正をはかつていこう、こゝいうことで
ございまして。そのほか奄美群島にお
ります郵便局の職員、これは今まで政
令で定められておりましたのをこの定
員法に盛り込む、これが四百十人であ
ります。それで合せて三十三百七十
四十九人の郵政省の増加に相なりま
す。しからば減少するものは何かと申
しますと、これは今度の計画に基きま
す、電々公社が郵政省に委託してお
りました電話交換業務を、今度独立の

電話局を設けまして引き取る、その
計画が約二千局ございまして、その職
員が四百人ございまして、それを郵政省
の職員から電々公社の職員に引き継
ぐ、その分が四百人。それを差し引き
まして、そのほか一人さらに減少が
ありますが、結局合せて三十三百
四十八人の増加になる、こゝいう状態
でございまして。

考えたのであります。この二十五万
五千五百のうちの大部分を占めます郵便
局の現業に従事しております職員は、定
員の基礎というものは、一々業務量、
あるいは国民に対して提供するサービ
スの質の問題をいろいろ検討いたしま
して、結局これはほとんど縮減する余
地はない。しかも郵便物量その他もま
すふえてくる状態におきましては、こ
れは将来においても縮減することは、
何らか機械化その他特別の措置を講じ
なければ困難であろうというよりな考
えに基づきまして、昨年も郵便現業につ
きましては、たしか私の記憶に間違い
なければ、一人も減らしてありません。
それが十分であるかどうかと申しま
すことは、これも他の職員に比しまして
合理的に検討していきまします。現在
におきまして、相当勤務条件が緊密で
あり、内容が充実しておるというこ
とは十分認められるわけでありま
すが、それならば現在のままでありま
す。それは、なお研究の余地があるとい
うことは、なお研究の余地があるとい
うことは、現在のおお研究の程度でな
おしはば、郵便業務の遂行というものは
いける、がまんしていただければい
ないかと考えておりますので、こ
れはそれで最小限度がまんしていただ
けだけの数字を計上していただいた、
こゝいう次第でございまして。

○岡部政府委員 御承知の通り、国家
公務員六十三万のうち郵政省の職員は
二十五万三千を占めておりますので、
この郵政省の職員の定員の合理化をは
かるということは、これは一つの大き
い問題だろつと思ひます。従ひまして
昨年の行政整理の場合におきまして
も、郵政省の職員の定員の規正をどう
するかということが一つの重点だつた
わけでございますが、結局のところ昨年
におきましては郵政省全体としてはで
きるだけ職員の縮小をはかりたい、こ

○森(三)委員 今御説明があらまし
たが、岡部さんの御答弁としては、現在
の郵便業務の全体からいってこれを減
らすわけにはいかない。といつてふや
そうというお考えもないようですが、
実際現業の場合、手が足りなくて困
つてゐるという実情があると思ひ
ます。そこで私は郵政省に行つてい

五

いろいろ話を聞いたのですが、実は日本全国の特定期間が非常に足りなくて困っている。昨年は日本全国で大体三十特定期間を許可した。実際は三百も五百も要求がある。私は一つ北海道の例をとりますれば、北海道では、昨年は特定期間の割当というものは一つもなかったというのです。私も実際これは遺憾にたえない。ことしも相当要求がありますれば、昨年は札幌局管内、それから仙台、金沢、この三つの局は一つも当らなかった、ゼロだと言っていますよ。ことしもどうも北海道その他に対して割りつけができていない。今のところ東京が非常に中心になっている、こう言っているのです。一体どこに割りつけたら、やはり一つの定員でも縛られていないからできないのだ、こう言うのです。この地方住民の要望が国の予算のためあるいは定員によって実現されないで非常に不便を来しているという事実ですね。なるほど都市には人口が集中しているけれども、いなかへ行きますと、郵便局へ行くのに三里も五里も行かなければならないところが、北海道にはたくさんある。その地方住民の不便というものが全く顧みられないという実情なんです。しかも昨年は北海道、仙台、金沢には一つも局が作られていないという実情です。これは私はゆゆしい問題だと思えます。ことしも北海道あたりでは特定期間が割当になるかならぬかわからないというようなことを言っておりましたが、その内容まで立ち入ってあなたは御研究になつていらっしゃるかどうか、それは私はわかりませんが、そういうふうな実情についてあなたはどういふ

私に聞いたところでは三十局くらいは割り当てられたと聞いておりますけれども、あなたの今のお話では二十局といるのです。日本全国で二十局くらいではしようがないじゃないですか。この実情は、あまりあなたの方で定員を縛つてしまふものだからこういう実情が起きている。あなたは先ほど六十六万の国家公務員のうち、その二十五万が六万ですか、非常に多いと言われているけれども、私は数に驚くことはな

は公務員が非常に多い、多いという声を聞き、そのために整理も断行している、反面、こういう郵政省のようにど

にお考えになっているか。あなたのわかる範囲でいいですよ。

○岡部政府委員 私もあり詳しいこととは存じないので、お答えになるかどうか恐縮なんですが、昨年は全国に特定期間二十局を設けて、これに伴う増員も認めたわけですが、昨年は、昨年の割当につきましても、森委員御指摘のような結果に相なったかと思ひます。私どもの根本的な考え方としては、郵政というより、国家が国民に対して行ふサービスは、これは都市もいなかでもできるだけ同じような質のサービスを国家が与え、国民が受ける資格があるべきだ、こう考へております。たゞ現実には猛烈に業務量がふえますのは都市の方に著しいものでありますから、北海道——これは私もある程度まで実情を存じておりますが、御指摘のような事柄にならうと思ひますが、私も、私どもの根本的な考え方でありまして、都市及び地方を通じていたしましては、都市及び地方を通じては均等に受けるべきものである、そのために必要な定員ならばこれはやはり認めていくのがほんとうではなからうか、こういふように考へております。

私に聞いたところでは三十局くらいは割り当てられたと聞いておりますけれども、あなたの今のお話では二十局といるのです。日本全国で二十局くらいではしようがないじゃないですか。この実情は、あまりあなたの方で定員を縛つてしまふものだからこういう実情が起きている。あなたは先ほど六十六万の国家公務員のうち、その二十五万が六万ですか、非常に多いと言われているけれども、私は数に驚くことはな

は公務員が非常に多い、多いという声を聞き、そのために整理も断行している、反面、こういう郵政省のようにど

○森(三)委員 岡部さんはやはり、地方住民の実際切実な要望に対してこれを充足することが必要だという御見解をお持ちおられる。そうだとすれば、実情は、また北海道の例をとりま

私に聞いたところでは三十局くらいは割り当てられたと聞いておりますけれども、あなたの今のお話では二十局といるのです。日本全国で二十局くらいではしようがないじゃないですか。この実情は、あまりあなたの方で定員を縛つてしまふものだからこういう実情が起きている。あなたは先ほど六十六万の国家公務員のうち、その二十五万が六万ですか、非常に多いと言われているけれども、私は数に驚くことはな

は公務員が非常に多い、多いという声を聞き、そのために整理も断行している、反面、こういう郵政省のようにど

○森(清)政府委員 ただいま森さんからお小言をちょうだいいたしましたけれども、われわれの方で今度の郵政省に減員をするように懇願したかのお言葉が、あつたように思ひますけれども、われわれの方としては決してそういうこととはいたしませんでした。しかし郵政省関係の非常に人手不足というところは、われわれもよく承知しておりますので、大

私に聞いたところでは三十局くらいは割り当てられたと聞いておりますけれども、あなたの今のお話では二十局といるのです。日本全国で二十局くらいではしようがないじゃないですか。この実情は、あまりあなたの方で定員を縛つてしまふものだからこういう実情が起きている。あなたは先ほど六十六万の国家公務員のうち、その二十五万が六万ですか、非常に多いと言われているけれども、私は数に驚くことはな

は公務員が非常に多い、多いという声を聞き、そのために整理も断行している、反面、こういう郵政省のようにど

○森(三)委員 今森政務次官から非常に頼もしい御発言がありました。行政官管理庁として、国務大臣も政務次官も、郵政省の要求によつてこういふふうにとやうな増員するにやぶさかでないという御発言があつたのであります。ぜひとも一つ今のようなお考えを、実際の面に現わしていただくよう

私に聞いたところでは三十局くらいは割り当てられたと聞いておりますけれども、あなたの今のお話では二十局といるのです。日本全国で二十局くらいではしようがないじゃないですか。この実情は、あまりあなたの方で定員を縛つてしまふものだからこういう実情が起きている。あなたは先ほど六十六万の国家公務員のうち、その二十五万が六万ですか、非常に多いと言われているけれども、私は数に驚くことはな

は公務員が非常に多い、多いという声を聞き、そのために整理も断行している、反面、こういう郵政省のようにど